

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第10号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

「契約書（本人の地上放送受信契約書）の原本」および「BSの契約書（本人の衛星放送受信契約書）の原本」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも保存期間を経過して廃棄したため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成25年10月10日（第180回審議委員会）個人情報第10号諮問、審議、答申